

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年4月25日（火） 8：19～8：36

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
松本剛明 国務大臣（総務大臣）  
齋藤健 国務大臣（法務大臣）  
林芳正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）  
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）  
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）  
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）  
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）  
谷公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
後藤茂之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官  
磯崎仁彦 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 5件
- 国会提出案件 2件
- 公布（法律） 5件
- 政令 3件
- 人事 4件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、令和5年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、米軍が救難訓練を実施するため、青森県の三沢飛行場の一部水域を追加提供するもの等、計9件であります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「新型インフル特措法及び内閣法の一部改正法」外4件が、21日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。「中小事業主労災共済事業法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年6月1日とするものであり、「同法施行令」は、同法の施行に伴い、共済契約の募集を行うことができる銀行等の範囲等を定めるものであり、「同法の施行に伴う関係整備等政令」は、同法を公益通報の対象に追加する等関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、外務省大臣官房付石塚英樹を特命全権大使に任命し、ジョージア国駐節を命ずること等について、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、中村富安の2020年ドバイ国際博覧会における陳列区域日本政府代表を免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、伊藤五市外121名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・バングラデシュ税関相互支援協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、迅速な通関及び密輸の効果的な取締りを行うため、税関当局間において情報交換等の相互支援を行うことを定めるものであります。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をタンザニアとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「農業投入材支援計画」に100億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、以上2件につきましては、相手国政府との署名及び書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、経済産業大臣。

○西村（康）国務大臣：「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について概要を申し上げます。「契約の基本方針」では、官公需における中小企業・小規

模事業者の受注機会を増大させるため、今年度の目標として、官公需総額に占める割合を61パーセント、契約額を5兆6,598億円と決めました。加えて、スタートアップを含む新規中小事業者の受注機会を増大させるため、その実現に向けた施策として、公募手続の電子化の推進、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスについての各府省、独法等への情報提供などの措置を盛り込んでおります。方針の取りまとめに当たっては、各府省から御協力いただきましたが、中小企業・小規模事業者向け契約目標が達成されるよう、今後とも、この方針について、最大限の御尽力と御配慮をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○松本国務大臣：本日、「災害時の道路啓開に関する実態調査」の結果に基づき、国土交通大臣に対して勧告を行います。本勧告は、道路啓開計画の策定が進んでいない地域があることや、民間事業者と連携した人員・資機材の確保に課題がみられる道路管理者があることから、国土交通省に対し、関係機関から成る協議会の設置等を通じて道路管理者における取組を支援することを求めるものです。本年は関東大震災から100年の節目の年であり、また、南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直し等が進められているところでもあります。こうした中であって、国土交通大臣におかれましては、今回の勧告を踏まえ、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：株式会社日本政策投資銀行の代表権を有する社長につきまして、近く開催される取締役会において、別紙のとおり決議がなされる予定ですが、その決議を認可いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：4月22日から23日まで、岡山県倉敷市においてG7各国及びEUに加え、労使代表等が参加するG7倉敷労働雇用大臣会合を議長として主宰し、全日程を成功裏に終了いたしました。この会合は、本年我が国が議長を務めるG7サミットの関連閣僚会合として開催したものです。本会合では、議題を「人への投資」として、人口動態の変化、デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・トランスフォーメーションを背景に、「人への投資」の中心となるリスキリングは生産性向上や賃上げにつながるとの観点から「経費」ではなく「投資」であるとの理解を共有し、会合の結果をG7倉敷宣言として取りまとめました。また、期間中に、各国大臣、EU委員、ILOのウングボ事務局長とそれぞれ会談を行いました。今後、国際的にも協調を図りながら、必要な政策を進めてまいります。

○松野国務大臣：次に、農林水産大臣。

○野村国務大臣：4月22日及び23日に、G7宮崎農業大臣会合を開催しました。今回の会合では、食料安全保障をテーマに議論を行い、特に、農業の生産性向上と持続可能性の両立を実現させるなどのメッセージを「G7農業大臣声明」として、とりまとめました。また、途上国の小規模生産者の農業の持続可能性を確保するた

めの国際的なプロジェクトへの資金拠出、時代に相応しい農業政策をG7各国の政策専門家が議論する共同研究についても、議長国として提案し、賛同を得ました。さらに、米国との間で、持続可能な農業に関する情報交換を行う対話の設置に合意するとともに、カナダとの間で、農産品等の継続的な供給に関する協力対話の設置に合意しました。今回の会合の成果を、引き続き5月の広島サミットにもつなげていくとともに、G7各国と結束し、世界の食料安全保障の確保に向けて取り組んでまいります。

○松野国務大臣：次に、環境大臣。

○西村（明）国務大臣：「クールビズ」については、長年の実施により社会慣習として定着していることや、現下の気候等を踏まえ、ここ東京では、毎年、5月1日から9月末までの期間で、「クールビズ」を集中的に実施いただくよう、国民の皆様と呼びかけてまいります。また、「クールビズ」に合わせて、TPOに応じたオフィスの服装自由化や、サステナブルファッションの積極的な実践についても呼びかけてまいります。さらに、夏本番に先立ち、熱中症に気をつけることも必要です。明日から運用が始まる熱中症警戒アラートの活用やエアコンの適切な利用など熱中症予防についても呼びかけてまいります。以上を始め、今後も、新しい国民運動の下、衣食住のあらゆる局面で国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促し、脱炭素につながる豊かな暮らし創りを官民連携で進めてまいります。各府省におかれましては、範となる率先行動及び所管業界・自治体等への周知徹底など、格別の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、岡田大臣。

○岡田国務大臣：「クールビズ」に関連し、沖縄担当大臣として、私からも一言申し上げます。「クールビズ」の実施中、服装の選択肢に、沖縄の「かりゆしウェア」を積極的に加えていただければと思います。「かりゆしウェア」の着用は、「クールビズ」の観点のみならず、沖縄の産業振興の面においても重要であり、閣僚の皆様への御理解と御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和5年 〕 (火)  
4月25日

## ◎一般案件

- 資料あり  
資あり
- 令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について（決定）（経済産業省）
  - 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の一部返還及び追加提供について（決定）（防衛省）
  - 資料なし  
資なし ☆ 恩赦について（決定）（内閣官房）

## ◎国会提出案件

- 資料あり  
資あり
- {
    - 1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第3回質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
    - 1. 衆議院議員櫻井周（立憲）提出責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインの遵守状況に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）

## ◎公布（法律）

- 資料なし  
資なし ☆
- {
    - 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（決定）
    - 1. 仲裁法の一部を改正する法律（決定）
    - 1. 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（決定）
    - 1. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（決定）
    - 1. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（決定）

◎政 令

資料あり  
資料あり

- 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令（決定）（同上）
- 〃 ○ 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（同上）

◎人 事

資料あり  
資料あり

- 石塚英樹を特命全権大使に任命することについて（決定）
- 〃 ☆ 中村富安の2020年ドバイ国際博覧会における陳列区域日本政府代表を免ずることについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆ 元兵庫県香住町公立学校長伊藤五市外121名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆ 令和5年4月23日執行統一地方選挙結果の概要（速報）（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕 (火)  
4月25日

◎一般案件

- 資料なし
- 税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定の署名について (決定) (外務省)
  - 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]